

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度の対象者（被保険者）のみなさまに平成24年度の保険料額の通知と8月からの保険証を送付します。お手元に届きましたら内容を確認してください。

ここでは、保険料と保険証の概要についてお知らせします。

市民課保険年金係

☎ 1148

三重県後期高齢者医療広域連合

☎ 059-221-6883

保険料額の通知

7月中旬ごろ、被保険者一人ひとりに保険料額と納付方法の通知を送付します。

保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、そのかたの所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

※平成24年度は、改定により保険料額が変わります。

保険料額（年額）	限度額55万円
均等割額	39,120円
+	
所得割額	(平成23年中の総所得金額等 -基礎控除額 33万円) ×所得割率 7.5%

保険料の軽減措置

・均等割の軽減

4月1日（4月2日以降に資格を取得したときは資格取得日）時点における同一世帯の被保険者および世帯主について、前年中の総所得金額など（※1）の合計が一定金額

以下である場合、表のとおり均等割額が軽減されます。

※1 65歳以上のかたの年金所得からは15万円を控除し計算します。

・所得割額の軽減

総所得金額などから、33万円を差し引いた額が58万円以下の場合、所得割額が5割軽減されます。

・被用者保険（※2）の被扶養者のかたの軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者であったかたは、均等割額が9割軽減され、所得割額はかかりません。

※2 協会けんぽや企業の健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、国民健康保険組合および市町の国民健康保険は含まれません。

保険料の納付方法

・特別徴収

年金からの天引きにより納めていただきます。（原則の納付方法）

・普通徴収

年金天引きの対象となる年金額が年18万円未満のかた、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超えるかたは、納付書や口座振替により納めていただきます。

また、新たに被保険者となられたかた、転入・転出などをされたかたは、特別徴収が開始されるまでの一定期間は普通徴収となります。

被保険者証（保険証）の更新

現在お持ちの被保険者証（ピンク色）は、有効期限が

均等割額の軽減措置

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額などの合計	軽減割合	軽減後の額（年額）
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他各種所得がない）	9割	3,912円
33万円以下	8.5割	5,868円
33万円+世帯主を除く被保険者数×24.5万円以下	5割	19,560円
33万円+被保険者数×35万円以下	2割	31,296円
上記以外	なし	39,120円

7月31日(火)までとなつています。新しい被保険者証（若草色）は、7月下旬に三重県後期高齢者医療広域連合からご自宅へ、簡易書留にて郵送されます。8月1日(水)以降は若草色の被保険者証を使用してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

同一世帯全員が住民税非課税の場合、申請をすることにより認定証の交付を受けることができます。この認定証は、医療機関の窓口へ提示すると、医療費、食事代、居住費の自己負担額が減額されるものです。

現在交付している認定証は、有効期限が7月31日(火)となつています。8月からの認定証の交付を希望されるかたは市民課保険年金係または各連絡所で申請してください。※古い保険証などは、8月以降に市民課または各連絡所へ返却していただくか、ご自身で処分してください。

くわしくは、通知に同封のご案内をご覧ください。市民課保険年金係にお問い合わせください。